

情報銀行認定マーク 使用ガイドライン (TPDMS-2100)



一般社団法人日本IT団体連盟
情報銀行推進委員会

はじめに

「情報銀行」認定事業者（以下、認定事業者）は、情報銀行認定契約の有効期間に限り、情報銀行認定マークを、ウェブサイト、宣伝・販促資料、封筒、便箋等に使用することができます。

1) コンセプト

「情報銀行」認定制度の趣旨に従って、次のコンセプトによりデザインされています。



正式名称となる“Trusted Personal Data Management Service”の頭文字である、T. P. D. M. Sの5文字を組み合わせてデザインしています。

認定元である日本IT団体連盟の“T”のロゴタイプを出発点に配置し、信頼を約束する“解けない堅牢さ”をアルファベットの連なりに込めたロゴタイプです。

線のウェイトをすべて統一することで、公平な審査のもと発行される証明であることを表しています。

2) ご注意事項

情報銀行認定マークは、「情報銀行」認定付与事業者である証となります。適切な表示をすることが、社会的信用となりますので、ご理解いただきたくお願いします。

1. 認定事業者は、情報銀行認定の範囲を超えて情報銀行認定マークを使用してはいけません。
2. 認定事業者は、情報銀行認定マークを、ウェブサイト、宣伝・広告用資料、封筒、契約約款、その他これに類するものに使用することができます。
3. 認定事業者は、設備、施設または製品（サービスを含む。）そのものが情報銀行認定を受けているとの誤認を招くような方法で、情報銀行認定マークを使用してはいけません。
4. 認定事業者は、情報銀行認定マークの使用権について、貸与、再許諾、交換、譲渡、質入れその他一切の第三者への提供を行ってはいけません。
5. 情報銀行認定マークの表示条件等については、以降、「情報銀行認定マークの表示条件」に定めます。
6. 万一「情報銀行認定マークの表示条件」に反した使用が判明した場合は、是正対応等をしていただきます。

情報銀行認定マーク（以下、認定マーク）の表示条件 目次

1	認定マークの構成要素.....	3
2	認定マークの表示.....	4
3	禁止事項.....	5
4	認定マークの色分けアミ指定.....	5
5	認定マークの表示方法（アイソレーション）.....	6
6	ウェブサイトでの認定マークの表示.....	7
7	商標について.....	8

1. 認定マークの構成要素

認定マークは、マーク部と登録番号が一体化したものと構成される。



1) 登録番号

登録番号は、日本IT団体連盟（以下「認定機関」という）が採番して決定する。登録番号は11桁＋枝番とし、以下の通り表示する。

登録番号（例） 1901AA01000 (1) 【(1) は認定付与回数を示す枝番】

19

最初に情報銀行認定を付与した年度で、西暦の下2桁の数字で表す。

01

審査機関のコードで、2桁の数字で表す。（なお01は、日本IT団体連盟）

AA01

認定事業者を2桁のアルファベットで、続く2桁の数字でサービス事業を表す。認定事業者に対して認定機関が付与適格決定順*に採番。更新しても変更しない。

（付与適格決定日が同日の場合は、本申請手続き完了日時＞事前申請日時 とする）

000

情報銀行サービス事業のジャンルを認定機関が区分するための番号。3桁の数字で表す。

(1) ※認定付与回数を示す枝番

認定マーク付与回数を示す () 付きの数字で、1から始まり更新毎に1ずつ増加。

P認定の場合は、括弧内にPを記載する。

2. 認定マークの表示

1) 表示に際しては、登録番号を付して表示すること。ただし、認定付与回数を示す枝番（括弧で表示する数字、セリフ（明朝）体）の表示は、認定事業者の任意とする。

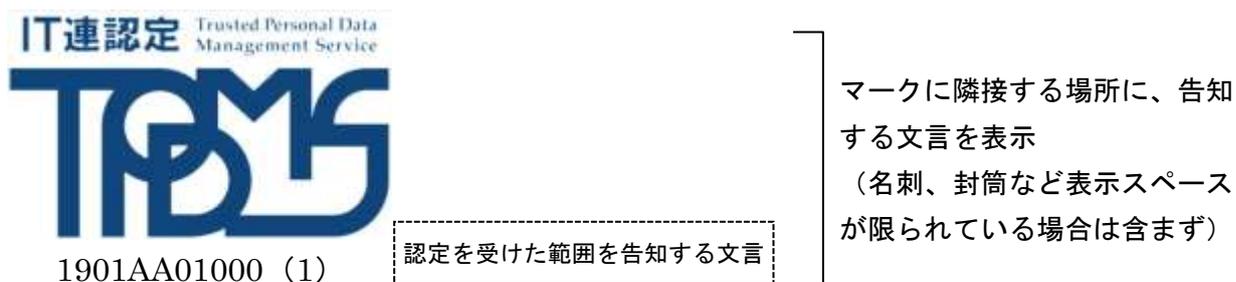
ただし、P認定の場合は、括弧内にPを記載し、(P)を付して表示することを必須とする。



P認定の場合



2) 情報銀行認定が、認定事業者の事業または事業の一部として行われた場合は、認定付与の範囲を告知する文言を付して認定マークを表示すること。



3. 禁止事項

- ・ 認定機関が提供したデータをそのまま使用し、加工してはならない。

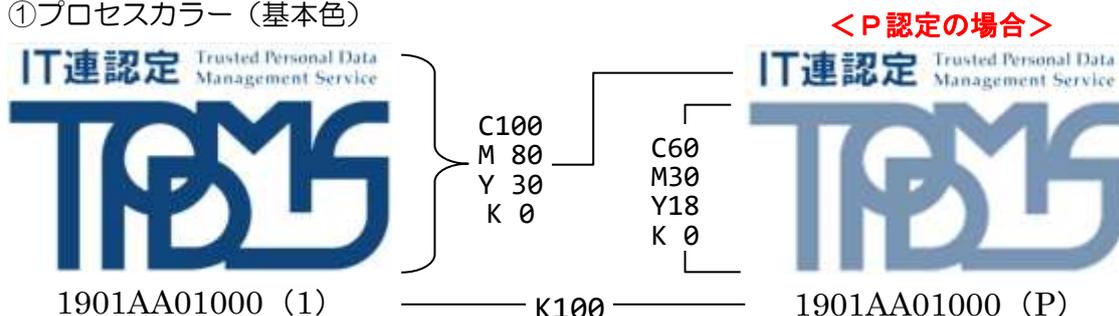
印刷媒体	EPS データ	542×318 ピクセル (72dpi 以上)
ウェブサイト	PNG データ	542×318 ピクセル

- ・ 書体と縦横の比率を変えてはならない。(枝番はセリフ (明朝) 体)
- ・ 色分けアミ指定に従い、変更してはならない。
- ・ 認定マークの登録番号が目視できなければならない。

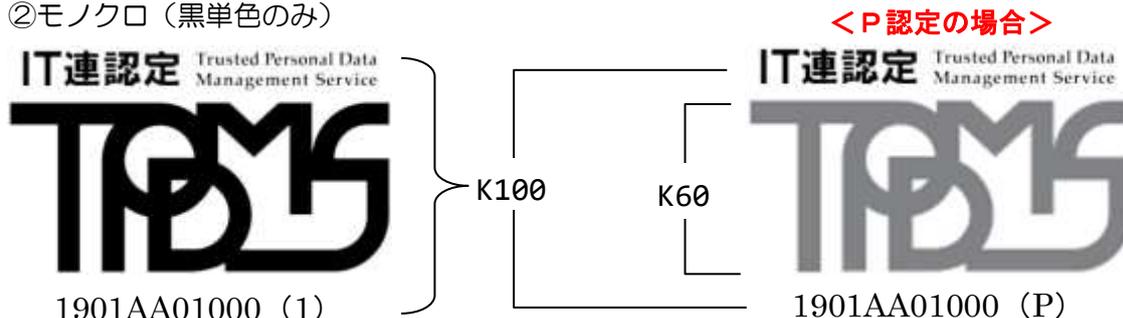
4. 認定マークの色分けアミ指定

プロセスカラー (基本色) とモノクロ (黒単色) の 2 パターンから成る。ネガティブ表示 (反転) は使用不可とする。P 認定の場合は、ロゴタイプ部分のみ明度を上げて使用する。

①プロセスカラー (基本色)



②モノクロ (黒単色のみ)



※ネガティブ表示 (白抜き反転) は使用不可



5. 認定マークの表示方法 (アイソレーション)

認定マークは、登録番号が目視できる状態で表示すること。また、背景など周囲の要素に紛れることなく独立させて配置すること。

1) 登録番号の文字の高さが 1mm 以上であること (推奨)



2) 背景との判別ができること

① 背景に色がある場合



P 認定マークはロゴタイプ部分の色が薄いため、背景色が下記の場合は、以下“アイソレーション 3)”に記載の、余白「枠」を確保する。

- ・プロセスカラー（基本色）の場合：
C20%、M10%、Y6%、K0%の掛け合わせ以上
- ・モノクロ（黒単色）の場合：
K20 以上

② 背景に地紋や写真がある場合

原則 使用してはならない。ただし、薄い色アミとみなされるような地紋や写真の時のみ、使用可とする。

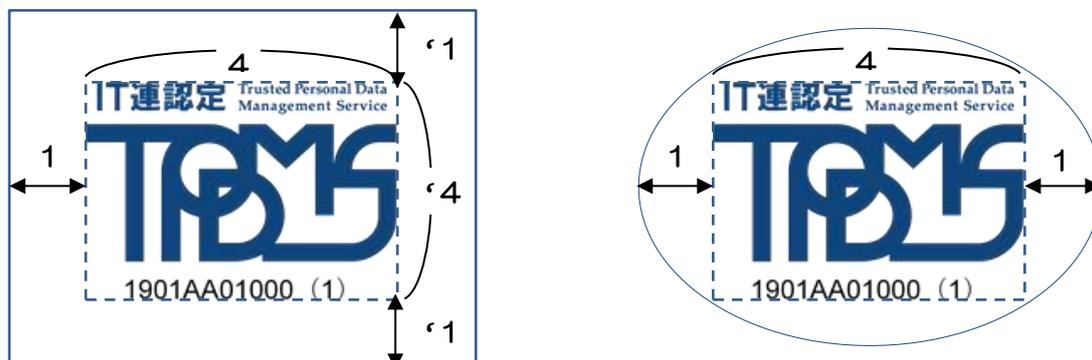
3) アイソレーション

背景との判別が困難な場合は、背景色等 周囲の要素の干渉を防ぐため、認定マークの周りに、最低限の余白「枠」を確保する。周囲の要素に紛れることなく、ロゴマークとして独立させ配置する。

余白「枠」とは、色の境界線で表されるものを指し、前項①の「線」とは異なる。

①余白「枠」の比率の基準

認定マークの、横・縦の大きさをそれぞれ 4 とした場合、認定マークと 周辺の色との境界線までの間隔を 1 とし、余白を開ける。



②使用イメージ (背景色：薄い紫)



背景色との境界線に、四角い余白の「枠」を設け、窓のように使用する場合

背景色との境界線に、丸い余白の「枠」を設け、丸窓のように使用する場合

6. ウェブサイトでの認定マークの表示

認定事業者は、認定マークをウェブサイトで提示することができる。また認定機関は、認定事業者についてウェブサイトにて掲示する。

認定事業者が認定マークをウェブサイトで使用する場合は、当該認定を得たサービス事業の範囲のみを掲示することとし、複数のサービス事業の認定を受けた場合は、それぞれの

サービス事業を掲示する。

また、認定事業者のウェブサイトから、日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会のウェブサイト (<https://www.tpdms.jp/certified/>) へジャンプできるように設定すること、もしくは、認定機関が提供する方法によりジャンプできるように設定すること。

1) P認定マークのウェブサイトでの掲示について

①事認定事業者および日本IT団体連盟の、双方のウェブサイトで、P認定の趣旨を同一の内容で説明する。

【P認定の趣旨説明文】

(P) は、日本IT団体連盟の審査により、安心・安全な「情報銀行」サービスを開始することが可能であると認定されたことを示す記号です。

P認定取得事業者は、サービス開始後に、運営を通じて更なる改善をはかり、より安心・安全な「情報銀行」サービスを運営している認定取得を目指します。

②日本IT団体連盟のウェブサイトでは、P認定と通常認定を分けて公表するものとする。

7. 商標について

1) 以下は、一般財団法人 日本IT団体連盟が商標権を有する商標である。

①標準文字 T.P.D.M.S

②ロゴマーク 

③登録番号 第 6241020 号 (標準文字)
第 6241021 号 (ロゴマーク)

2) 注意事項

- ・認定マークを無断で使用することを禁ずる。無断で使用した場合には、日本IT団体連盟は法的措置を講ずることができる。
- ・雑誌、書籍等に掲載する場合は、「情報銀行認定マーク使用許可願」を提出すること。

[制改訂]

・制定:2019年6月29日

・改訂:2022年10月3日(登録商標番号の付記 他)